

平成18年8月3日

各位

東京都港区港南1丁目8番15号  
Wビル6階  
ソフトブレン株式会社  
代表取締役社長 松田 孝裕  
(コード番号 4779 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 小松 弘明  
常務執行役員 小林 智志  
TEL (03) 6714 - 2800 (代表)

ジュリアーニ・パートナーズとの間での日本及びアジア地区における  
企業統治、内部統制及びコンプライアンス強化に関する  
コンサルティング事業に係る事業提携、  
並びに転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権発行に関するお知らせ

当社は平成18年8月3日開催の取締役会において、企業統治、内部統制及びコンプライアンス強化に関するコンサルティング事業に係る事業提携、並びに転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1 企業統治、内部統制及びコンプライアンス強化に関するコンサルティング事業に係る事業提携について

ソフトブレン株式会社(本社:東京都港区 代表取締役社長:松田孝裕 以下、当社)は、米国ニューヨーク市に本拠を置き、前ニューヨーク市長であるルドルフ W.ジュリアーニ氏が率いるマネージメントコンサルティング会社であるジュリアーニ・パートナーズLLC (Giuliani Partners LLC、本社:米国ニューヨーク市 代表:ルドルフ W.ジュリアーニ 以下、ジュリアーニ・パートナーズ)と下記に記載する内容の事業提携を行い、共同で日本及びアジア地域において企業統治(コーポレートガバナンス)、内部統制及びコンプライアンス強化に関するコンサルティング事業を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。共同事業の詳細については、両社において今後1ヶ月程度の期間を目処に協議して参りますが、決定し次第すみやかに開示を行って参ります。

この文書は、当社の事業提携、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権発行に際して一般に公表するための発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 1. コンプライアンス関連コンサルティングサービスに対するニーズの高まり

米国では、いくつかの不正経理事件などを契機に、企業の内部統制、コンプライアンス（法令遵守）の重要性が一層クローズアップされています。2002年には企業会計や財務報告の透明性・正確性を高めることを目的に、コーポレートガバナンスの在り方と監査制度を抜本的に改革するとともに、投資家に対する企業経営者の責任と義務・罰則を定めた米国連邦法（Sarbanes Oxley Act Of 2002（通称SOX法））が施行されました。同法は米国の各証券市場に上場する会社とその連結子会社を対象としており、違反した場合経営者個人に対して厳しい刑事罰が科されることに加え、コンプライアンス重視の姿勢が会社価値を高めることに繋がることが改めて認識され、これらの会社は法令遵守の為の仕組み作りの為の積極的なコンサルティングやIT投資を行っております。米国の株式公開企業1社当りの内部統制、コンプライアンスに係わる費用支出は、SOX法施行前の2001年から2005年にかけて数倍に増加しているとの報告があります。

我が国においても、近年、企業による内部統制やコンプライアンスが不十分であることに起因する様々な事件が発生し、これらの強化が急務になってきております。又、2009年3月の本決算以降において、日本版企業改革法（通称：J-SOX法）が施行されることから、今後益々企業の透明性、社会的責任、内部統制やコンプライアンスが重視されることが予想されます。このような状況において、米国のケースと同様に、企業価値向上の為の様々なプロフェッショナルアドバイスや、J-SOX法に準拠した社内体制構築の為のルール作りやシステム構築に関するコンサルティングサービスに対するニーズが益々高まるものと考えております。

## 2. ジュリアーニ・パートナーズとの事業提携の概要

当社は、ジュリアーニ・パートナーズのブランド力、ノウハウなどを利用してコンプライアンス分野に特化したコンサルティング業務を行う「ジュリアーニ・コンプライアンス・ジャパン」（仮称：以下、「GCJ社」と言います）の発行済株式約16.66%を当初取得します。また、その後、当社の判断により設立時発行済株式の最大90%まで取得することができます。

GCJ社事業の詳細は、今後1ヶ月程度を目処として協議を行い詳細が固まり次第発表して参りますが、主要事業として当社とジュリアーニ・パートナーズの強みを活かし、日本の大手企業に対してコーポレートガバナンスや内部統制に関連したコンサルティング及びPR・IRを通じて企業価値を向上させることと、J-SOX法に準拠した社内体制構築の為のコンサルティングサービスを行う予定です。設立当初は、GCJ社の受託するコンサルティング契約の一部を、当社及びジュリアーニ・パートナーズへ再委託する予定です。

当社は、永年に渡って構築して来たプロセスマネージメントの仕組みを活かしたコンプライアンスの仕組み作りの為のノウハウと、ソフトウェアエンジンの提供、大企業顧客との幅広いコンタクトベースによる顧客紹介、システム構築に係わる業務の受託等を行って参ります。

今回の事業提携について、当社の代表取締役社長 松田孝裕は、「当社はビジネス・プロセスを計測可能な形で可視化し、科学的な手法に基づき業務の改善を図る仕組みを顧客企業に提供す

ることを主要業務にしていますが、J-SOX法の施行を前に、内部統制強化の観点からも当社サービスへのニーズが急激に拡大して行くものと考えています。今回、この分野において日本に比して大きく先行するアメリカで、多数のコンサルティング実績とノウハウを持ち、確たる評価を確立しているジュリアーニ・パートナーズとコーポレートガバナンスや内部統制に特化したコンサルティングの分野で事業提携が出来ることは、当社グループの発展に大きく寄与するものと考えています。前ニューヨーク市長のジュリアーニ氏本人も、今回の事業提携に対して大きなコミットメントを表明して頂いており、当社グループも全力をあげて、この事業提携を成功させる所存です。」とコメントしております。

ジュリアーニ・パートナーズのマネージング・ディレクター、ジェフリー・ヘス氏も、今回のソフトブレン株式会社との事業提携について、大変大きな期待をしており、「ソフトブレン株式会社の持つプロセスマネージメントのノウハウやソフトウェアの開発技術などはコーポレートガバナンスや内部統制の構築にかかるコンサルティングサービスの提供に大きな優位性があると考えます」と述べております。また、ジュリアーニ・パートナーズは、GCJ社に対して米国で培ったコンプライアンス関連のコンサルティングに関するあらゆるノウハウの提供と前ニューヨーク市長ジュリアーニ氏本人の定期的な来日や、日本常駐コンサルタントの提供をはじめ、人的・物的な全面的支援を行います。

さらに、コーポレートガバナンスや内部統制に関連したコンサルティング及び内部統制の構築の為にコンサルティングサービスを中心とした業務を行うGCJ社及び2006年3月に設立した東京を拠点とするセキュリティー、セーフティおよびリスクマネジメントのコンサルティングサービスを中心とした業務を行うジュリアーニ・セキュリティー・アンド・セーフティ・アジア(“GSSA社”)の2社の協力により、「ジュリアーニ・パートナーズは、GCJ社とGSSA社で内部統制、コンプライアンス、セキュリティー、セーフティにかかる包括的なコンサルティングサービスを提供するマーケットリーダーに成長することを期待する」とコメントしています。

### 3. GCJ社に対する出資方法

本日、当社取締役会において、GCJ社に対し資本参加を行う為、次の通り新株予約権付社債及び新株予約権をIP SYNERGY FINANCE INC. (以下「投資家」という。)に対して発行することを決議致しました。新株予約権付社債及び新株予約権それぞれの詳細は下記のとおりですが、当社は下記(1)の新株予約権付社債を発行することによって調達した10億円により、GCJ社の発行済株式の16.66%を取得致します。当社は当社の判断においてGCJ社の株式を当初の16.66%を超えて設立時発行済株式の最大90%まで取得する権利を有しております。さらに下記(2)の新株予約権については、投資家との契約において、当社が当社の判断で無条件に当社取締役会で定める取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとなっています。また、当社は当社の判断においてGCJ社への追加出資を本新株予約権以外の資金調達手段で行った資金により実行できることも合意してお

ります。加えて、下記記載のとおり本新株予約権には行使価額の修正条項が付されているものの、本新株予約権の発行に際して投資家との間で締結予定の Securities Purchase Agreement においては、行使請求日の当社の売買高加重平均価格が当初行使価額の 50% を下回る場合においては、当社が行使を要求しない限り新株予約権を行使することができず、また、当社が行使を要求した場合にはこれを行わなければならない義務を規定しておりますので、当社としては株価下落時における権利行使を抑制できると同時に、仮にその時点で当社に資金需要がある場合には当社の選択により資金調達が可能で建付けにしてあります。なお、投資家からは、新株予約権付社債及び新株予約権の取得により、当社経営権の取得を意図しない旨の確認も頂いております。

#### 4. ジュリアーニ・パートナーズ LLC の概要

- (1) 名称 Giuliani Partners LLC
- (2) 主な事業内容 マネジメント・コンサルティング
- (3) 設立年月 2002年1月
- (4) 本店所在地 5 Times Square New York, NY 10036
- (5) 代表者 Rudolph W. Giuliani (ルドルフ W. ジュリアーニ)
- (6) 当社との関係 資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
- (7) その他 ルドルフ W. ジュリアーニ氏が主要な持分を有する LLC です。

前ニューヨーク市長、ルドルフ・W・ジュリアーニが率いるマネジメント・コンサルティング会社、ジュリアーニ・パートナーズは、2002年1月の設立以来、誠実、積極的指向、勇気、変化に対する備え、コミュニケーション、アカウンタビリティを理念として掲げ、公共および民間セクターの指導者達に対し、重要な戦略的問題の解決、成長促進、評価向上、ブランドイメージ向上のアドバイスを精力的に行っています。ジュリアーニ・パートナーズのチームは、ジュリアーニ市政下のニューヨーク市で活躍した指導者層と企業成長のアドバイザーサービスを専門とする民間セクターの幹部らから構成されています。

ジュリアーニ・パートナーズは、アーンスト&ヤング、ネクステル・コミュニケーションズ、シェル・オイル&ガス、トランスカナダ、オーエン・コーポレーションを初めとして多数の顧客及び提携先を有しています。

#### 5. GCJ社の概要

現在設立中であるため、詳細が決定し次第発表いたします。

#### 6. 今後の見通し

今後の日程及び業績への影響につきましては、明らかになり次第発表いたします。

### 第2 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権発行について

( ) 転換社債型新株予約権付社債

1. 新株予約権付社債の名称  
ソフトプレーン株式会社 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額  
金 10 億円
3. 各社債の金額  
金 1,000 万円の種類
4. 各社債の払込金額  
金 1,000 万円（本社債の額面金額の 100.0%）
5. 各新株予約権の払込金額  
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債券の発行及びその形式  
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
7. 本社債の利率  
本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保並びに保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者  
該当事項なし。
10. 社債の払込期日及び発行日  
2006 年 8 月 21 日（ロンドン時間）
11. 新株予約権の割当日  
2006 年 8 月 21 日（ロンドン時間）
12. 発行地  
英国
13. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方法（海外における私募。但し、アメリカ合衆国を除く。）により、全て IP Synergy Finance Inc. に割り当てる。

#### 14. 償還の方法及び期限

##### (1) 本社債の満期償還

本社債は2009年8月21日(ロンドン時間)に本社債の額面金額の100%で償還する。

##### (2) 当社の選択による繰上償還

コール・オプション条項による繰上償還

2007年8月22日以降、当社はその選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下「本社債権者」という。)に対して、30日前までの事前の通知を行うことにより、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額に対して下記割合にて、繰上償還することができる。

2007年8月22日以降 2008年8月21日まで 107.5%

2008年8月22日以降 2009年8月21日まで 105%

当社が吸収合併により消滅する場合又は他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、30日以上60日以内の事前の書面による通知を本社債権者に対して行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で償還することができる。

##### (3) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、その選択により、2006年8月24日以降、当該本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の15営業日前までに、所定の償還請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、第19項記載の償還金支払場所に提出しなければならない。

##### (4) 買入消却

当社は本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権に係る本社債を消却することができる。

##### (5) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他一定の債務不履行事由が生じた場合、本社債の社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失の通知を書面により行うことができる。また、一定の場合には、かかる通知なしに期限の利益が失われる。かかる場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100%で直ちに本社債を償還しなければならない。

##### (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。なお、「銀行営業日」とは東京において銀行が営業している日をいう。

#### 15. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。

## 16. 本新株予約権の内容

### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求（次号にて定義する。）に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の合計額を本項第(4)号記載の転換価額（但し、本項第(5)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、1株未満の端数が発生する場合にはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

### (2) 新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、2006年8月24日から2009年8月14日（日本時間）までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

### (3) 本新株予約権の行使の条件

当社が第14項第(2)号及びにより本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第14項第(3)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出されたとき以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

### (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は当初2006年8月2日（本新株予約権付社債の発行を承認する取締役会決議の前日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値の101%に相当する金40,602円とする。

### (5) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社普通株式又はその処分する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使による場合を除く。）には、次に定める算式により行使価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & + & \text{新発行・} & & \text{1株あたりの} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \text{株式数} & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & & & \text{時 価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

また、当社は当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）若しくは併合を行う場合、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合又は当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合等の一定の事由が生じた場合にも適宜転換価額を調整する。

(6) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 新株予約権の払込金額を無償とする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離して譲渡できず、それが行使されると本社債による出資があったものとみなされ、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに本新株予約権の価値と本社債の利率及び払込金額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その払込金額を無償とした。

18. 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が海外で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同順位の担保権を設定する。

19. 償還金支払場所

当社管理部

20. 行使請求受付場所

当社管理部



21. 上場申請の有無

なし

22. その他

- (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

( ) 新株予約権

1. 新株予約権の名称 ソフトブレン株式会社第1回新株予約権(第三者割当)
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 140,000 株(以下「割当株式数」という。)とする。(本新株予約権 1 個あたり 140,000 株)  
但し、第 12 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
3. 本新株予約権の総数 1 個
4. 本新株予約権の払込金額  
本新株予約権 1 個あたり金 1,837,200 円(1 株あたり 13.38 円)
5. 新株予約権の払込金額の総額 金 1,837,200 円
6. 申込期間 2006 年 8 月 21 日(ロンドン時間)
7. 割当日及び払込期日 2006 年 8 月 21 日(ロンドン時間)
8. 発行地 英国
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法(海外における私募。但し、アメリカ合衆国を除く。)により、全て IP Synergy Finance Inc.に割り当てる。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使請求日に有効な行使価額(以下に定義する。)に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 52,260 円(以下「当初行使価額」という。)とする。

(注)当初行使価額金 52,260 円は、2006 年 8 月 2 日(本新株予約権付社債の発行を承認する取締役会決議の前日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値を 30%上回る額として算出した。

11. 行使価額の修正

行使価額は、2006年9月21日(木)以降の毎週月曜日、水曜日及び金曜日(以下「修正日」という。)以降、修正日の直前の取引日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、売買高加重平均価格のない取引日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(但し、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が44,220円(但し、第13項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

#### 12. 割当株式数の調整

当社が第13項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

#### 13. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社普通株式又はその処分する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得又は行使による場合を除く。)には、次に定める算式により行使価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)若しくは併合を行う場合、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合又は当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新

株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合等の一定の事由が生じた場合にも適宜行使価額を調整する。

14. 本新株予約権を行使することができる期間  
2006年8月21日から2009年8月21日(いずれも日本時間)(第16項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、取得の日)までとする。
15. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権は、一括行使のほか部分行使ができるものとする。但し、各部分行使にあたっては、1株未満の端数についての行使請求はできない。
16. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
当社は、2006年8月21日以降、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法273条第2項の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当社取締役会で定める取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
17. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
19. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。
20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、金1,837,200円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、2006年8月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を30%上回る額とした。
21. 行使請求受付場所  
当社管理部

22. 払込取扱場所

当社管理部

23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

## 参考情報

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 調達資金の使途

転換社債型新株予約権付社債の払込金額の手取概算額、金 1,000,000,000 円については、全額 GCJ 社株式取得資金に充当します。一方、新株予約権の行使の際の払込金額を含めた手取概算額は未確定のため、現時点において払込の金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、払込があった場合の調達資金は、GCJ 社株式取得資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

(注) なお、本新株予約権付社債及び本第 1 回新株予約権の発行諸費用として、概算で合計金 23,000,000 円がかかる見込みであります。また、当該発行諸費用は本新株予約権付社債及び本第 1 回新株予約権の発行の双方に関連するものであり、それぞれ個別の発行費用の算出はしていません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配当に関する基本方針

株主への利益還元については重要な経営課題として認識しており、配当につきましては、経営成績、財政状態を勘案して行う所存であります。企業体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保の充実を勘案しながら決定することを基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

当該期の業績ならびに今後の収益見通し等を総合的に判断し決定します。

#### (3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
1株当たり当期純利益	10,586.38円	14,016.20円	3,437.75円
1株当たり年間配当金	1,000円	1,000円	200円
実績配当性向	9.5%	7.1%	5.9%
株主資本当期純利益率	21.1%	22.5%	22.2%
株主資本配当率	1.8%	1.4%	1.2%

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(注) 2. 「株主資本利益率」は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

### 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 18 年 8 月 3 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は 53.28%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権の対象となる株式総数 140,000 株及び新株予約権付社債がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数 24,629 株の合計 164,629 株を直近の発行済株式総数 308,980 株で除した数値です。

#### (2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

##### エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成 13 年 1 月 1 日 ~ 平成 13 年 12 月 31 日 (注) 1	6	15,088	870	763,475	870	554,145
平成 15 年 1 月 1 日 ~ 平成 15 年 12 月 31 日 (注) 2	15,110	30,198	1,595	765,070	1,595	555,740
平成 16 年 1 月 1 日 ~ 平成 16 年 12 月 31 日 (注) 3	100	30,298	9,742	774,812	9,742	565,482
平成 17 年 1 月 1 日 ~ 平成 17 年 12 月 31 日 (注) 4	123,262	153,560	29,516	804,328	29,516	594,998

(注) 1 ストックオプションの権利行使による増加であります。

2 平成 14 年 10 月 28 日開催の取締役会決議により、平成 15 年 2 月 20 日付で 1 株を 2 株に株式分割し、発行済株式総数は 15,088 株増加しております。また、平成 15 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間に、ストックオプションの権利行使によって、発行済株式総数は 22 株増加しております。

3 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に、ストックオプションの権利行使によって、発行済株式総数は 100 株、資本金及び資本準備金がそれぞれ 9,742 千円増加しております。

4 平成 16 年 10 月 29 日開催の取締役会決議により、平成 17 年 2 月 18 日付で 1 株を 5 株に株式分割し、発行済株式総数は 121,192 株増加しております。また、平成 17 年 1

月1日から平成17年12月31日までの間に、ストックオプションの権利行使によって、発行済株式総数は2,070株、資本金及び資本準備金がそれぞれ29,516千円増加しております。

- 5 平成17年11月4日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付で1株を2株に株式分割し、発行済株式総数は153,560株増加しております。また、平成18年1月1日から平成18年2月28日までの間に、ストックオプションの権利行使によって、発行済株式総数は130株、資本金及び資本準備金がそれぞれ689千円増加しております。

#### 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
始 値	121,000円	350,000円	172,000円	108,000円
高 値	459,000円	991,000円	282,000円	118,000円
安 値	86,000円	296,000円	146,000円	28,160円
終 値	333,000円	178,000円	106,000円	40,200円
株価収益率	31.5倍	63.5倍	61.7倍	-倍

(注) 1 平成18年12月期の株価については、平成18年8月2日現在で表示していません。

2 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

#### 4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	IP Synergy Finance Inc.	
新株予約権付社債	社債の払込金額の総額	10億円
	各社債の払込金額	1,000万円
新株予約権	割当数	1個
	払込金額	金1,837,200円
割当予定先の内容	設立年月日	2004年5月17日
	住所	Vanterpool Plaza, 2nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	Avi Vigder
	資本の額	US \$ 100.00
	事業の内容	投資業
	大株主及び持株比率	Noga Capital Group 100%

当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0 株
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。

(注)「資本の額」欄は、平成 18 年 8 月 3 日現在のものです。

IP Synergy Finance Inc. 及び Noga Capital Group は、ジュリアーニ・パートナーズとともに、投資・コンサルティングを行っている投資家グループのひとつで、本件にかかる資金の提供を行います。

#### 5. その他

本新株予約権の割当先である IP Synergy Finance Inc. は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式の同一銘柄の売付け等の空売りを目的とした借株は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲を超えて行いません。